

フィリピン日系人の市民権とアイデンティティの変遷

——戦前期の二世誕生から近年の日本国籍「回復」運動まで——

大野 俊

フィリピンには、戦前期の日本人移民をルーツとする日系人が4万人以上いる。このうち日系二世の多くは日本人の父親と死別したり、戦争で生き別れたりして、国籍があいまいな状態が続いていた。しかし、近年、日本人の父親の戸籍に子供として名前を追加登録したり、日本に本籍を設定して新たに戸籍をつくる「就籍」という法的手段を用いるなどして日本国籍を「回復」する運動が広がり、日本に出稼ぎの日系三世の間でも日本国籍を取得する動きが強まっている。本稿は、フィリピン日系人の市民権（国籍を含む）とアイデンティティの変遷を、彼らや日本人の父祖が歩んできた生活史をたどりながら議論し、日本における戦後処理の進展や日系人優遇の出入国管理法改正と深い関連があることを明らかにする。さらには、社会科学分野の重要テーマである市民権とナショナル・アイデンティティの関係を、国籍を変更した二世と三世へのインタビューを通して考察し、二世では変更した国籍とアイデンティティの調和、三世ではアイデンティティとの乖離やダブル・アイデンティティの主張という傾向があると論じる。

<キーワード> ハボン（日本人）、フィリピン残留日本人、世代「格上げ」運動

はじめに

「フィリピン日系人」とは、日米戦争前にアメリカ植民統治下のフィリピンに渡った日本人移民の末裔たちで、戦後もフィリピンで暮らしてきた人々のことである。フィリピンには、戦後の日比国際結婚で生まれた「新日系人」も多数いるが⁽¹⁾、ここでいう「フィリピン日系人」とは、終戦時までに戦死や日本送還で日本人の父親を失い、反日感情渦巻く戦後のフィリピン社会で「日本人の子供」ゆえに過酷な体験を共有した日系二世とその子孫たちのことである。彼らは1960年代後半以降、各地で日系人会を結成、1992年には「フィリピン日系人会連合会」という全国組織をたちあげ、

日系人の問題解決に向けて日本政府と交渉するなどの活動を展開している。

彼らが抱える問題とは、3年余りにわたる日本軍のフィリピン占領期とその後起きた家族離散、日本人の夫や父親を戦争で失った遺族への年金未払い、さらには戦後の「日系隠し」の影響もあって日本人の父祖の戸籍未判明、それに起因する二世の国籍のあいまいさなどである。日系二世たちは戦後50年目の1995年に日本に「集団帰国」し、以後、「フィリピン残留日本人問題」として日本のマスメディアでクローズアップされるようになった。

1. フィリピン日系二世の国籍問題の歴史的起源

フィリピン日系人会連合会の調査によると、フィリピン全土の日系人は2005年9月までに、故人も含めると二世は2,972人が確認され、三世は10,288人、四世は31,904人とそれぞれ推定されている(表1参照)。同時点の調査では、生存する二世の年齢は59歳から85歳まで、三世は5歳から79歳、四世はゼロ歳から39歳までと幅広い(フィリピン日系人会連合会 2005: 10-12)。

日系人が最も大勢住むのは、ミンダナオ島東部のダバオ市とその周辺である。二世、三世、四世を合わせると2万人近い。ダバオは戦前期、世界的なマニラ麻(アバカ)の産地だった。1903年以降、沖縄、九州、中国地方などから農業労働者多数がダバオに移住し、開戦前には東南アジア最大の日本人社会(約2万人)が築かれていた。この約半数が沖縄県出身で、その大半は農園主と低賃金のフィリピン人労働者の間に位置する「中間層」を形成した。「ソテツ地獄」と言われるほど厳しい経済状態にあった沖縄からは呼び寄せで同郷の妻を招きやすかった⁽²⁾。このため、ダバオで300人前後と推定される国際結婚組(未入籍を含む)の一世男性は、九州・中国地方などの本土出身者が多かった⁽³⁾。結婚相手の女性は主にバゴボ族をはじめとする先住民族だった。この背景には、マニラ麻栽培に適した土地の相当部分が先住民の所有だったという事情がある。ダバオの日系人は、こうした日比カップルの子孫である。

ダバオに次いで日系人が多いのは、マニラ首都圏である。戦前期のマニラには日本人の妻子と一緒に暮らした企業駐在員が多く、日比国際結婚は限定的だった⁽⁴⁾。それでも、マニラにいまフィリピン第二の日系人社会が形成されているのは、就業機会に恵まれる首都圏に地方から流入した日系家族が多いためである。ルソン島北方高地にあるバギオ市とその周辺地域バギオにも、四世まで加えて6,000人以上の日系人がいる。米国植民政府が「夏の首都」にしたバギオにつながるベンゲット道路の建設

(1905年完工)に従事した「ベンゲット移民」、高地野菜栽培の農民、大工など、バギオ地方に定住した日本人男性と地元女性との間の生まれた子供とその子孫である。ここでも、イバロイ族、カンカナイ族などの先住民女性との結婚が多かった。地元の日系人団体「北ルソン比日友好協会」の調べでは、フィリピン女性をめぐって子孫を現地に残した日本人移民一世男性が少なくとも115人はいた(Afable [ed.] 2004, xxiv)。

表1 フィリピン日系人の世代別 地域別数 (2005年7月時点)

地域(北方から順)	二世	三世	四世	合計
バギオ(ルソン島)	403	1,385	4,709	6,497
マニラ(同上)	535	1,857	5,838	8,230
ビコール(同上)	100	369	1,122	1,591
イロイロ(パナイ島)	102	341	1,077	1,520
バコロド(ネグロス島)	151	631	1,911	2,693
セブ/サマール(セブ島/サマール島)	129	447	1,410	1,986
ブトゥアン(ミンダナオ島)	13	47	160	220
南スリガオ/東ミサミス(同上)	5	16	55	76
イリガン/カガヤンデオロ(同上)	84	271	881	1,236
ダバオ(同上)	1,249	4,246	12,722	18,217
コタバト(同上)	83	281	955	1,319
サンボアンガ(同上)	73	249	629	951
ゼネラルサントス(同上)	45	148	435	628
合計	2,972	10,288	31,904	45,164

(注) 数字はフィリピン日系人会連合会調べ。二世の数は近年の死亡者を含む。三世と四世の数は推定。

フィリピン人妻をめぐった一世は「日本人は一等国民」との誇りもあり、その大半が子弟を地元の日本人小学校で勉強させた。日本人小学校は開戦前、ダバオだけでも12校を数えた。生徒たちは、日本人会支部が経営する全日制の学校で、修身はじめ日本本土の学校とほぼ同じカリキュラムで教育を受けた。二世の児童・生徒は「純血」も「混血」も同じ教室で学んだ(蒲原 1938, 619-88; 服部 1939, 25-28)。各地の日本人学校で混血二世にも強い日本人アイデンティティが植え付けられたことは、彼らの小学生時代の作文からもうかがえる。バギオ日本人小学校同窓会が発行の作文集には混血二世数人を含む同窓生の作文が掲載されている。この中では「我等は大和男の子なり」「私達はどんな場合どんな所に居ても日本人である事を忘れてはならない」など

と、混血二世はいずれも「日本人」であることを強調し、帝国日本への忠誠を誓っている(富田編 1940)。

しかし、混血二世の多くは当時、日本国籍を正式には保有していなかった。フィリピン・コモンウェルス(独立準備政府)が1939年に実施した国勢調査は、日本人男性とフィリピン女性との間に生まれたフィリピン全土の混血児(20歳以下)の数を国籍別に記している。それによると、「日本市民」と報告された者が740人に対し、「フィリピン・コモンウェルス市民」と報告された者はその2倍以上の1,618人だった。ダバオでは、「日本の市民」は267人に対し、「フィリピンの市民」は487人だった(The Philippines. Commission of the Census 1941. 465)。

当時、フィリピン政府が彼らの国籍をどこまで厳密に調査したかは不明である。しかし、日本国籍保持の二世が少数派だったのは間違いないようだ。当時、在ダバオ日本領事館職員の中村武夫(1939, 7)は雑誌記事の中で、ダバオの日本人小学校12校に在籍の児童約1,900人中、208人は父親が日本人の混血児だが、「正式に日本の国籍を取得して居る者は極めて少数である」と記している。この理由について、中村は書き残していないが、移民一世が置かれた当時の事情から、推測はできる。米国植民地下のフィリピン公有地法(1903年制定, 1919年改定)は、外国人個人の土地所有を禁止、法人も株式の61%以上をフィリピン人やアメリカ人が所有しない限り土地の購入や賃借ができなかった(Goodman 1967 2-5)。資本力を欠く移民一世にとっては、フィリピン人妻をめぐって彼女の一家の土地で耕作することが、ひとつの生活手段となった。

彼らの婚姻が合法的な場合、当時の日本の国籍法とフィリピンの市民権関連法⁽⁵⁾に従って、フィリピン人妻とその子供たちは日本国籍になった。こうなると、妻も子供も土地所有権がなくなる。このため、一世は婚姻届を役所に提出せず、伴侶のフィリピン女性は「内妻」にし、法的には「未婚」にして彼女名義の土地を自由にしたというのが、戦前期ダバオの邦人社会を研究したGoodman(1967, 107)の見方である。「Goodman説」に従えば、日比二世の日本国籍保持者が少数だった理由は、両親の結婚は非合法で、その子供は「非嫡出子」扱だったため、との推測が成り立つ。

Goodmanが指摘したようなケースもあっただろうが、筆者はそうでないケースも少なくなかったとみる。戦後、ダバオから引揚げた沖縄移民一世の宜野座仙五郎(1921年生まれ)は「バゴボを嫁にして土地所有した者もいるが、土地とは関係なく恋愛で現地女性と結婚した者もいる」と筆者に証言する(宜野座 2001)。一世の男性と世帯を持ったバゴボ女性やその子供たち数十人にインタビューした筆者は、マニラ麻栽培という労働の性格に起因する、ダバオ邦人社会における未婚女性の極端な少なさ

や⁽⁶⁾、アニミズム(霊魂 精霊信仰)のフィリピン先住民と神道 仏教信仰の日本人の文化的近似性⁽⁷⁾、国際結婚促進の理由とみている。一世の現地女性との婚姻や子供の出生が役所に未届けの理由については、「マニラ麻栽培の一世は麻山での生活に追われ、遠方の街に出て登録に行く時間もゆとりもなかった」という沖縄二世の証言(並里 2005)もあり、意図的ではない婚姻や出生の未登録もあったとみられる。非キリスト教徒の先住民族の間では当時、結婚式はシャーマンが司る「部族婚」が一般的で、役所への婚姻未届けは異例ではなかった⁽⁸⁾。

1942年1月から3年余り日本軍はフィリピンを占領した。この時期、小学生以上の二世(日比混血を含む)の大半が兵士や通訳、工場労働者などの軍属として日本軍に協力した。日本軍政下で、在留邦人の戸籍登録業務の所管は領事館から軍政監部に移った(『軍政公報』1943年11月 4-5)。しかし、軍政当局が戸籍をもとに日本国籍を確認したうえで、在留邦人や日系人を現地で徴兵 徴用したとは考えにくい。日本人の父親の戸籍に子供として登録されていないにもかかわらず、軍人や軍属にされた混血二世が数多くいるからだ。もし、戸籍未登録で日本国籍を正式には保持していないことを認識ながら二世を徴兵 徴用したとすれば、日本軍は彼らの人生に二重の重荷を背負わしたことになる。

2. 日系スティグマとアイデンティティ隠し

フィリピン在留邦人は戦後、連合軍の方針によって、現地で審判を受ける戦犯容疑者を除き、軍人、民間人を問わずに強制送還の対象となった。米軍はおおむね、日本人収容所に入った一世のフィリピン人妻(内妻を含む)に日本に「引揚げ」の意思があるかどうかを尋ねている。妻やその子供の国籍について、日本の戸籍謄本などに基づいて入念に調べた形跡はなく、引揚船に乗せるかどうかは、収容所で調べにあたった米兵士の判断に委ねられたようである。フィリピン人妻は大半が現地残留を選択した。知り合いがいない日本よりも親族のいる地元の方が子育てをしやすいこと、一家の土地や財産へのこだわり、などがその理由である(Ohno 2005, 144-49)。

しかし、居残った妻や子供たちは、地域社会で「反日の嵐」に直面する。日本占領下で、フィリピン人は100万人余りが犠牲になった⁽⁹⁾。日本軍に家族や親族を殺されたフィリピン人の憎悪はすさまじく、日本軍の一員だった二世の中には、日本軍降伏後に抗日ゲリラに射殺された者がいる。マニラ法廷で戦犯として裁かれ、絞首刑にされた二世もいる(大野 1991 22; 82)。一世が耕作していた土地、居住家屋などの財産

は「敵性国民の所有物」ということで抗日ゲリラなどに没収された。住む家も失った日系家族は、親族や他人の家に身を寄せざるをえなかった。

現地残留の二世たちは、フィリピン語で「日本人」を意味する「ハボン」や「ジャパニーズ・メスティーツ」(日系混血)と地元住民に呼ばれたが、反日感情が渦巻く地域社会で「ハボン」であることは社会的上昇を阻害するスティグマになった。このため、日本人の子供であることを示す書類や写真を捨てたり、終戦時まで使っていた日本名を現地名(キリスト教徒の場合は洗礼名)に変えて「純フィリピン人」や「華人系フィリピン人」を装うなどの「アイデンティティ隠し」が各地の日系人社会で広範に行われた⁽¹⁰⁾。日本名を持たない日系人が今も多い理由である。

戦争孤児になった日系二世の中には、日本への引揚げを選択したケースもある。2000年からフィリピン日系人会連合会会長を務めるバギオ出身の寺岡カルロス(1930年生まれ)は戦前に父親を病気で失い、戦時中に空爆でフィリピン人の母親を失ったため、終戦直後、3つ年下の妹とともに山口県の父親の郷里に引揚げた。しかし、父親がマニラの日本大使館に子供たちの出生届を提出していなかったため、父親の戸籍に二人の名前は載っていなかった。このため、寺岡兄妹は日本居住中ずっと「無国籍者」とされ、二人とも21歳の成人になったときにフィリピン国籍を取得してバギオに舞い戻った(大野 1991, 69-73)。寺岡兄妹のように、戦後、フィリピンにUターンした二世を、筆者は「帰米二世」や「帰加二世」という言葉にならい、「帰比二世」と名づけている。彼らはフィリピン語や英語のほか、日本語の読み書きもできる。その数は10人単位と少数ながら、日本人との意思疎通能力が他の日系人より優れていることもあり、のちに日系人会活動で中心的役割を果たすようになる⁽¹¹⁾。

戦争を境に社会的・経済的に大きく転落した日系人社会を再興しようという支援活動は、1970年代以降、現地派遣の日本人修道女や日本引揚組の二世らを中心に民間人の手で進められ、バギオやダバオでは就学中の三世を対象にした奨学金支給などが実施された⁽¹²⁾。日本のマスメディアも1980年代以降、家族離散、極貧生活など戦争に起因する彼らの深刻な問題を同情的に取り上げ始め⁽¹³⁾、フィリピン日系人は中国残留日本人孤児同様、家族離散や迫害の辛苦をなめた「戦争の犠牲者」という捉え方が日本国民の間に次第に広がってきた。

日本政府は戦後長く、フィリピン日系人を「フィリピン国民」とみなし、日本人の父親ら親族捜し、年金支給などの彼らの要望にまともに対応できなかった。しかし、1988年2月23日の衆議院予算委員会では井上一成(社会党議員(当時))がこの問題を取り上げ、日本政府の無策を批判したことがきっかけで、厚生省と外務省は現地に調査団を

派遣した。この調査は、彼らの国籍のあいまいさを浮き彫りにした。調査団が面接した二世111人のうち、57人が「フィリピン」、10人が「日本」と答えたが、「不明」も全体の4割にあたる44人もいた。政府の調査はその後にも継続され、1989年1月までに調べた666人中、日本国籍の有無が「わからない」と答えた者が271人と、やはり4割を占めた(大野 1991, 297-313)。当時、残留二世の大半は、日本国籍を証明できる家族の戸籍謄本を所有しておらず、大半が日本の親族とも音信不通のため、戸籍を保管する日本の自治体がどこかもわからない状態だった。

厚生省は当時、中国残留日本人孤児の肉親捜しのための集団帰国、さらには永住帰国支援を進めている最中で、中国残留孤児に対する援護基準をフィリピン日系人にもあてはめようとした。そこでは、「両親が日本人」が援護適用の基準の一つとされた。両親が日本人の二世はフィリピン各地で20人いることが日本政府の調査で確認されたが、米軍のフィリピン再上陸前に孤児になったケースなどは除かれ、結局、政府の一時帰国援護の対象になったのは、パナイ島の「純血日本人」の孤児3人だけだった。二世の大多数を占める日比混血は政府の支援対象からはずれ、厚生省認可の財団法人「南太平洋戦没者慰霊協会」の手に委ねられた(大野 1991, 313-18)。混血二世の中には父親の戸籍に自分の名前が記載された日本国籍保持者はいるし、残留純血二世の中にも戸籍に未登録で日本国籍が確認できないケースがある⁽¹⁴⁾。それにもかかわらず、「純血日本人」という血統を援護のポイントにしたところに、「単一民族」の呪縛にとられる日本政府の対応の特異性がある。

3. フィリピン日系人会連合会の結成と戸籍捜し運動

日系人会は1960年代後半以降、フィリピン各地に組織された。ダバオでは、戦後、日本に引き揚げた一世や二世の親睦団体「ダバオを愛する会」(のちに「ダバオ会」に改名)が1968年8月に戦後初のダバオ再訪ツアーを実現し、現地残留の二世らと再会を果たした。この交流会に集まったのがきっかけで、ダバオには残留日系人の相互扶助組織「二世会」ができた。やがて、この会とは別に「三世会」も組織された。両者の活動を一本化する必要もあり、現地で布教活動をしていた世界救世教フィリピン教会代表の進言も受け入れて、1980年に「フィリピン日系人会」(Philippine Nikkei-Jin Kai)として組織され直した(大野 1991, 23-24; Ohno 2005, 216-23)。「ハボン」や「ジャパニーズ・メスティーツ」という、戦争でスティグマ化したエスニック・ラベルに苦しんできた彼らは以後、「フィリピン日系人」という日本の言葉に自己ラベル

を張り替え、日系人子弟のための日本語教室を開くなどして、日本文化の継承者であることを主張するようになる。こうした運動を可能にしたのは、フィリピン国民の間の戦争のトラウマの軽減や、東南アジア諸国では最高額の日本の対比賠償供与（1956年から20年間で5億5000万ドル）とその後の対比援助の継続に伴う、フィリピン人の対日感情の好転である⁽¹⁵⁾。

日系人会はダバオに続いて、バギオ市、イロイロ市などに組織されたが、当初はいずれも民間の日本人篤志家に活動資金を頼るといった依存体質が強かった。彼らが大同団結して日本政府を相手に自分たちの要求を突きつけるようになったのは、日系人を支援する在京の市民団体「日本フィリピン ボランティア協会」の資金援助を得て、1992年1月にダバオ市で初の「日系フィリピン人全国大会」(Japanese Descended Filipino's National Convention)を開催してからである。ルソン島、セブ島、パナイ島など各地の日系会の代表ら約100人が参加しての大会では、日本人の父親の喪失、戦後の迫害など、参加者たちの戦中・戦後の歩みの共通性や類似性が確認され、元軍人・軍属の二世に対する恩給支払いや遺族年金支給、日系人会活動への支援、日本での就労の便宜などを日本政府に求めていくことを決議した（『毎日新聞』朝刊、1992年1月20日）。この大会がきっかけで、全国組織「フィリピン日系人会連合会」(The Federation of Nikkei-Jin Kai Philippines；以下「日系人会連合会」と表記)が結成された。家族離散、反日差別など自らの受難体験の相互認識が「フィリピン日系人」というアイデンティティの共有化につながったと言える。

彼らの要望は、日本政府にすんなり受け入れられなかった。恩給や年金の支給は、戦傷病者・戦没者援護法などの規定で受給者は日本国民に限られており、政府は日本国籍保有を証明できない二世やフィリピン人妻への支給を拒み続けた。日系人会が「日本での就労の便宜」も要請した背景には、日本に出稼ぎに行きたくても行けない日系人家族が大多数だった事情がある。日本政府は1990年、外国籍の日系二世・三世への「定住者」という在留資格付与を明文化した改正出入国管理法を施行した。日系人とその家族は日本で職種制限なく仕事をできるようになり、南米の日系人社会では日本への出稼ぎ現象がエスカレートした。一方、フィリピンの日系人の多くは、定住者査証の取得に際して日本の在外公館に提出が義務づけられている一世の戸籍謄本が、戦後の「日系隠し」の影響もあって手元になかった。

戦後、悪化した生活改善の最速手段として子供や孫を日本で就労させたい日系二世にとって、日本の地方自治体に保管される父親の戸籍の発見は切実な問題となった。こうした時期に、彼らの問題を「日本軍国主義によってもたらされた大量の人権侵害

ケース」とみなす西田研志（1993：174）が日系人会連合会の顧問弁護士に就任。「フィリピン残留日本人法律支援センター」（英語略称 リーガルエイド）を設け、戸籍捜しや二世の日本国籍確認などの作業を開始した。そして、親の戸籍にその子供として名前が記載されている二世とその子孫を「カテゴリーA」、親の戸籍は見つかったが、そこに名前が記載されていない二世とその子孫を「カテゴリーB」、親の戸籍が見つからない二世とその子孫を「カテゴリーC」と、フィリピン日系人を3つに分類した。カテゴリーAとBの日系人とその家族は日本で就労が可能である。しかし、カテゴリーCは、日本政府から「真正の日系人」とみなされず、定住者や「日本人の配偶者等」（日配）の査証を取得できない。リーガルエイドが活動を始めた当初は、カテゴリーCが日系人全体の約7割を占めていた（表2参照）。

リーガルエイドは、カテゴリーCの父祖の戸籍を見つけるため、二世の入念な聞き取りのほか、外務省外交史料館にある、明治期から終戦時までに渡比した日本人移民延べ73,000人余りの名前をコンピューターに入力し、二世らが記憶する名前と照合して本籍や戸籍を割り出す作業に取り組んだ（『朝日新聞』夕刊、1997年2月23日）。リーガルエイドの活動は資金難などで1999年に休止されたが、その活動は日系人会連合会に引き継がれ、会長の寺岡カルロスのリーダーシップのもと、日本人スタッフも雇って地道な戸籍割り出し作業を続けた。

カテゴリーBをカテゴリーAに変える作業も同時に行われた。Aになれば、二世は孫の四世まで定住者査証を取らせて日本で働かせることができる。BをAにするためには、二世の公式の出生証明書や両親の結婚証明書が不可欠である。前述のように、一世男性の「国際結婚」は先住民女性をパートナーにしたケースが多く、公式の結婚証明書や出生証明書は不所持のケースが多かった。この問題に対応するため、日系人会連合会はフィリピン国家統計局と交渉し、1994年9月に統計局との間で遅延登録に関する覚書を結んだ。この覚書に基づいて、日系人会は6主要都市に審査委員会を設け、会員から申し立てのあった出生、結婚などの遅延登録を審査し、認証する権限を統計局から与えられた（Ohno 2005, 243-45）。

こうした運動の結果、カテゴリーAやBは年を追って増え（表2参照）、それとともに日系三世・四世の日本への出稼ぎがエスカレートした。日本の法務省入国管理局（2005, 22）の調べでは、2004年12月時点で定住者査証を持つ在日フィリピン人は23,756人いた。入国管理局は、定住者査証を持つフィリピン人の大多数が日系人とその家族とみている（山崎 2003）。「日配」査証、永住査証、日本国籍を持つ日系人もおり、2万人前後のフィリピン日系人とその家族が日本に滞在しているとみられる。

表2 フィリピン日系二世のカテゴリー別数の変遷

戸籍	カテゴリー	1995年11月	1997年4月	1999年4月	2005年7月
本人の名前 記載が判明	A	データなし	370	393	847
本人の名前 未記載が判明	B	データなし	654	1,123	1,027
	AとBの 小計	666 (31%)	1,024 (45%)	1,516 (61%)	1,874 (63%)
未判明	C	1,455 (69%)	1,268 (55%)	959 (39%)	1,080 (37%)
合計		2,121	2,292	2,475	2,954

(注) 1995年と1997年の数字は、外務省の委託調査に基づく。1999年の数字はフィリピン残留日本人法律支援センターの調査。2005年の数字はフィリピン日系人会連合会の調査にそれぞれ基づく。

4. 「残留日系人」から「残留日本人」へ

戦後50年にあたる1995年は、元従軍慰安婦をはじめ日本でクローズアップされていた戦後未処理問題の一つとして、自分たちの問題を日本国民にアピールするチャンス
の年だった。この年の6月12日、二世32人が「集団帰国」し、自分たち「残留日本人」
に対して日本旅券を発給するよう求める要望書を村山富市首相（当時）に提出した。
「残留日本人」という言葉は西田弁護士が使い始め、以後「残留日系人」よりインパ
クトのある言葉として日系人の間で定着した（寺岡 2002）。外務省旅券課は日本旅券
希望の二世にインタビューしたが、公的文書でフィリピン名になっている者が多く、
戸籍にある日本名の二世と同一人物かどうかの見極めが難しかった。それでも、旅券
課は、彼らが所有の家族写真、日本の親族の証言なども勘案し、計10人の二世に日本
旅券を発給した（『朝日新聞』朝刊、1995年7月13日）。

二世の日本国籍の「回復」は、日本弁護士連合会（日弁連）にも後押しされた。日
弁連人権擁護委員会は現地調査を踏まえ、二世たちを「フィリピン残留邦人」と形容
する調査報告書を作成し、1996年2月、橋本龍太郎首相（当時）に対して、中国残留
孤児同様、二世の「帰国」や日本定住を支援するよう要望した。日弁連が二世を「残
留邦人」と断定した法的根拠の一つは、1942年制定のフィリピン・コモンウェルス法
625号の規定である。ここでは、外国人男性とフィリピン女性の間生まれた子供は
成人の年齢に達した際、公認の公務員の前で宣誓しないと、フィリピン市民権は取得
できないと定められていた。しかし、二世の大多数は、こうした宣誓をしていなか
った。1987年制定のフィリピン憲法で先住民社会の権利の認識や尊重がうたわれ、先住

民の部族婚が「合法的」と認知されたことも、日弁連が日系二世を「日本人」と断じ
る根拠になった（日本弁護士連合会人権擁護委員会第6部会 1995, 18-26）。

日弁連の法的認知は、終戦時までは疑うことなく持っていた二世の「日本人」とい
う自己認識を再び覚醒させ、強化する役割を果たしたようである。それを裏づけるよ
うに、日系人会連合会は1997年3月、二世メンバーの戸籍や日本国籍の確認などを求
める要望書を橋本首相に提出している。この中では「我々は、天皇への義務として、
日本軍と一緒に米軍やフィリピンゲリラを相手に戦った」と、彼らの「臣民性」と
戦時中の対日協力を強調した（The Federation of Nikkei-Jin Kai Philippines 1997）。この
要望に対し、橋本首相は同年5月1日の参議院決算委員会で「フィリピン残留日本人
問題」という言葉を政府首脳として初めて用い、日本政府として取り組みの検討を約
束した（第140回国会参議院決算委員会 1997, 27）。

日本政府はこのころよりフィリピンの「残留日系人問題」を「残留日本人問題」と
捉え直し、重視姿勢を示すようになった。外務省は1995年8月から2005年9月までの
間、日系人会連合会やリーガルエイドに委託する形で都合4回、「フィリピン残留日
本人」の実態や身元を解明するための全国調査を実施した。この際、二世の戸籍状況
を調べ、家族ごとに家系図を作成した⁽¹⁶⁾。また、マニラの日本大使館には日系人担
当の領事を新たに配置し、日系人に査証や日本旅券を発給する作業を円滑化した。

この間、自分の名前が戸籍に載っているカテゴリーAの二世や三世の間では、日本
国籍「回復」の運動が広がりを見せた。在ダバオ日本駐在官事務所が2003年8月に筆
者の質問に回答したところでは、同事務所は1998年以降、38人の二世と7人の三世に
対して日本旅券を発給した。日本で就労期間中に日本旅券を取得するカテゴリーAの
三世も年を追って増加している。二世が日本国籍を取得すると、その子供たち（三世）
もその後、二世の親の戸籍に記載されて日本国籍を取得しているケースが少なくない。
外務省、法務省とも日本国籍取得者数を掌握していないが、2002年以降、各地で100
家族近くの日系人にインタビューした筆者は、百人単位、場合によっては数百人の二
世・三世が近年、日本国籍を「回復」、あるいは新たに取得したと推定している。

カテゴリーBやCの二世の間では、日本に本籍を定めて自分の戸籍を新たにつくる
「就籍」という法的手段で日本国籍を取ろうという動きも起きている。東京家裁は
2006年2月3日、1年半の審査を経て、ダバオ市在住の二世姉妹の就籍を認める決定
を下した。二人の両親の結婚は部族婚で、公式の婚姻証明書はなかったが、裁判官は
この部族婚を「正式な結婚」と認定し、二人の日本国籍を認めた（『読売新聞』朝刊、
2006年2月3日）。2005年10月に集団で「一時帰国」した二世8人に続いて、2006年8

月にも二世18人が同家裁に就籍の申し立てをした。日系人会連合会は、在京の法的支援団体「フィリピン日系人リーガルサポートセンター」の協力を得て、2009年までに約500人の二世の就籍申し立てを計画している（『日刊まにら新聞』、2006年8月31日）。戸籍登載や日本国籍取得は、四世やそれ以降の世代の日本での就労を可能にし、日系家族の地位向上につながる、とフィリピン日系人も彼らを支援する日本人弁護士も信じているからだ。

5. 「日本国民」になった二世・三世のアイデンティティ

フィリピン日系二世の日本国籍「回復」の動機は何か。1995年の「集団帰国」の際に日本旅券を手にしたダバオ市在住の田中愛子（1931年生まれ）は「私はずっと日本人学校で日本式教育を受けてきて、戦後もずっと自分を日本人と思いつけてきました。戦時中に父親を失ったあとも、バゴボの母親とは日本語で会話を続けていました」と流暢な日本語で語る（田中 2002）。田中はもともと日本人の父親の戸籍に自分の名前が載っていたカテゴリーAだが、同じダバオ在住の竹沢大助（1931年生まれ）は、父親の戸籍に名前がなかったカテゴリーBである。彼は、両親の部族婚証明書をもとに公式の婚姻証明書を地元の役所に作成してもらい、父子関係を示す自分の身元証明の書類などとともに父親 水津八の出身地、長野県飯島町の役場に提出して、水津八の戸籍に次男としての登載を請求した。同町は法務省と協議の結果、15ヵ月後の95年7月に大助を追加登載した（『朝日新聞』朝刊、1995年7月4日）。竹沢はその後、自分の独立した戸籍を作り直し、そこに4人の子供の名前を載せて、彼らも日本国籍が取得できるようにした。その理由について、彼は「ダバオの日本人小学校高等科まで進学して、戦時中は日本軍の軍属として働いた。戦後もずっと自分は日本人と思っていた」と筆者に説明した（竹沢 2002）。しかし、別の機会のインタビューでは、「私が日本国籍を取ると、自分の孫も日本に行って働くことができる」と述べている（竹沢 2001）。

日系二世の日本国籍「回復」には、戦後も長く保持してきた日本人アイデンティティと国籍を調和させる意図がある。それと同時に、自分が日本の法律上、日本国籍を有する「一世」になることによって、自分の孫である四世を法律上の三世に「格上げ」し、日本での教育や就労を可能にするという一家の市民権獲得戦略があったことも、竹沢の話からはうかがえる。

三世の日本国籍取得の動機や意図は、二世とは幾分、異なる。マニラ生まれの渡辺ヘンリー（仮名；1968年生まれ）は1996年に日本に出稼ぎに向かい、岐阜県などで建設

労働や農作業などにあたった。日本での在留資格は1年間有効の「定住者」で、査証延長を2度行った。法務当局の延長許可期間はそれぞれ6ヵ月にすぎず、3度目の延長申請が認可されるか不安だった。彼の名前はすでに、1997年に日本国籍を「回復」した二世の父親の戸籍に、長男として記載されていた。この戸籍謄本を目にした地元の入国管理局職員から「あなたは日本人だから、日本パスポートを取るべき」と言われ、査証延長不許可の懸念を払拭できることもあって、日本旅券を取得した。ヘンリーは日本国民になったあとも「メンタリティは日本人になっていない」といい、自分のことを「フィリピン人」と強く認識している。日本語がまだ流暢でない彼は「日本の市民権を取っても、周囲の日本人からは『フィリピン人』や『外国人』とみられる。職場の賃金も日本人労働者より低く抑えられたままだ」という。それでも、妻子がいる彼は「60歳まで日本で働きたい。自分の子供たちには市民権を選択するチャンスを与えてやりたい」と、日本国籍取得を前向きにとらえている（渡辺 2002）。

ヘンリーは1998年に日本国籍を取得した際、フィリピン国籍を放棄せざるをえなかった。当時、フィリピンは日本同様、二重国籍を認めていなかったからだ。しかし、フィリピンではその後、二重市民権法案（正式名称は Republic Act No 9225）が上下両院を通過し、グロリア・マカパガル・アロヨ大統領が2003年8月29日に法案に署名して発効した。この法律施行に伴って、海外で帰化したためにフィリピン市民権を失った市民もフィリピン共和国への忠誠を誓えばフィリピン市民権を再取得できるようになった（*Philippine Daily Inquirer*, 2003年9月23日）。同法施行は、フィリピン日系人の日本国籍取得を加速させる作用を果たしている。

一例をあげると、ダバオ在住のある二世女性、佐藤典子（仮名）の子供9人は1991年から1999年にかけて、家族を伴うなどして、順次、日本に就労に向かい、「日配」や定住者の在留資格で滞在したが、2005年に9人全員が日本国籍取得の申請を地元の法務局に対して行い、まもなく国籍を取っている。このうち、典子の五女、アイリーン（仮名；1962年生まれ）は1991年以来、岐阜県内の縫製・食品加工などの工場で働き、来日4年目にフィリピン人の夫と当時6歳の娘を日本に呼び寄せた。アイリーンは「日配」査証、家族は定住者査証で滞在したが、来日10年後に納税、預金などの証明書を法務局に提出して永住査証に切り替えた。母親 典子は一世の父親から分離した自分の戸籍に子供全員の名前を載せ、彼らの日本国籍取得の条件を整えた。

日本国籍を取った理由について、アイリーンは「外国人のままだと、雇用先が社会保険に加入してくれないし、日本でデメリットが大きい。日本人だと住居も探しやすいし、年金の受給資格がある。フィリピンに戻っても、『日本人』とみられると、信

用される。二重市民権法があるので、将来、フィリピンに帰っても問題はないと考えた」と説明する(佐藤 2005)。母国での二重市民権法成立やフィリピン人の対日イメージの大幅な改善が、彼女の日本国籍取得を後押ししたといえる。

日本は今も公式的には日本国民の二重国籍を認めていない。しかし、日本国籍を取得した日系人からは、日本の法務当局にフィリピン国籍を放棄するよう強く勧告された、という話は聞かれない。日本に移り住んで10年後に日本国籍を取った研究職の三世、山本ロメオ(仮名; 1967年生まれ)は、日本とフィリピン双方の旅券を所有し、二重国籍者として日本で暮らしている。自分の帰属意識について「生まれてから30年近く住んだフィリピンへのアイデンティティはなくなるならない」(ママ)という。といって、日本人アイデンティティを有していないというわけではない。ロメオの祖父(一世)は開戦前にバギオで病死し祖国帰還を果たせなかった。ロメオが日本国民になったことで「おじいさんになり代わってボクが日本に戻った感じ」を抱き、スポーツの国際大会では日本代表を応援するようになった(山本 2006)。前述のアイリーンも、子供時代に時間厳守を母親から叩き込まれて周りのフィリピン人の時間のルーズさにいらだつことが多かったが、そうしたメンタリティが日本人のものと同じであることが日本に定住して初めてわかったという(佐藤 2005)。彼らの日本国籍取得は、「マルチエスニック人」の日比二つのアイデンティティの主張と受け取ることもできる⁽¹⁷⁾。

おわりに

フィリピンの日系二世たちが戦後長く日本国籍を確認できなかったのは、戦争の後遺症で日本人の父親の戸籍の所在が不明か、また見つかったとしても戦前の土地問題の影響もあって自分たちの名前が記載されていないなかったためである。彼らは1990年の日本の改正出入国管理法施行以降、「日系人証明」の書類として戸籍謄本の重要性を悟り、日系人会挙げでの戸籍探し運動を展開した。それは「戸籍登載者≒日本国民」という日本の「戸籍原理主義」に対応する運動だったが、戦後処理という観点からの日本政府の支援が得られる中で、戸籍の発見や追加登載による日本国籍の「回復」が進み、法的には二世が一世に、三世が二世になる、ユニークな「世代格上げ」運動に発展した。

二世の国籍「回復」は、終戦前までに日本人学校や日本軍の中で養われた日本人アイデンティティとの調和という側面があった。他方、フィリピンの学校で教育を受けフィリピン人アイデンティティが強い三世は、日本での長期居住や労働権の確保、子

孫への国籍選択権付与といった、より道具主義的な意図から日本国籍を取得する傾向があるが、日比二つの民族の血を有する「マルチエスニック人」のダブル アイデンティティの主張と理解することもできる。こうした主張や日比二つの国籍の保持は、フィリピンで二重市民権法が成立したことによって、今後さらに強まりをみせるだろう。日本で帰化した三世の中には、ナショナル・アイデンティティと市民権(国籍)の乖離現象が起きているケースもみられる。それは、市民権研究の先駆者、Derek Heater (1990: 186) が指摘するように、「共通の伝統、国民性、同胞愛の実質を欠くと、市民権は幻のアイデンティティになる」可能性も秘めている。フィリピン日系人の運動は、アイデンティティよりも血統(戸籍)を重視する日本の国籍法や出入国管理法のあり方にも一石を投じている。

註

- (1) フィリピンの「新日系人」の中心は、第2次大戦後まもなく沖縄の米軍基地に軍属などとして派遣されたフィリピン男性と沖縄女性との間に生まれた子供ら子孫(その大多数は「フィリピン沖縄県人会」の会員)と、1980年代以降のフィリピン人エンターテイナーの日本出稼ぎ現象とともに激増した日比国際結婚の子供たちである。
- (2) 戦前期ダバオにおける沖縄人移民がフィリピン女性との結婚を敬遠した事情や、本土日本人とのサブエスニックな溝などについては、大野(2006a, 276-77; 2006b, 6-11)を参照。ダバオの日本人移民の先行研究では「沖縄出身者はフィリピン人女性と結婚する傾向が内地出身者より強かった」(e.g. 早瀬 1996, 321-22)とするものが多いが、こうした指摘は筆者のダバオや沖縄での現地調査結果とは異なる。
- (3) フィリピン政府の1939年のセンサス調査によれば、日本人男性の妻になったフィリピン女性は全国で874人、うちダバオ州では269人と最も多かった(The Philippines Commission of the Census 1941, 465)。
- (4) 同上のセンサス調査によると、日本人男性を夫とするマニラ在住の日本人妻は684人なのに対し、フィリピン人妻は64人にすぎなかった(ibid)。
- (5) フィリピンでは、米国の植民統治時代から、法律上、日本の「国籍」(nationality)にあたる言葉として「市民権」(citizenship)が使われている。1935年、1973年、1987年にそれぞれ制定のフィリピン憲法では、国籍関連の条文には「citizenship」という言葉が使われている。
- (6) ダバオ居住の日本人女性は、1920年時点で385人(ダバオ在留邦人の7%)、1928年時点で1,775人(同19.8%)にすぎなかった(蒲原 1938: 746-47)。1936年に現

地を訪ねた日本人ジャーナリストは、ダバオ在留邦人の現状を「女房ききん」(猪伏 1936 305)と表現している。

- (7) バゴボ族の母親を持つ日系二世で、戦後、ダバオから日本に引き揚げた松尾啓助(1926年生まれ)は、田植えの際の祭事など宗教的行事が日本人とバゴボ族は共通していた、と証言する(松尾 2003)。また、ダバオで日本人小学校の教師だった吉田美明(1993, 403)は著書の中で、徒弟制度や義理人情が両者に共通していた、と記している。
- (8) フィリピンの政府機関、国家先住民問題委員会は近年も、戦前・戦中期の婚姻について、先住民の血を引く日系人のみならず、非日系の先住民にも「部族婚証明書」を発行し、それをもとに地元の役所で正式な婚姻証明書を取らせている。
- (9) 戦後のフィリピン政府の調査では、日本軍占領に伴ってフィリピン人111万1,938人の命が失われた(*The Manila Times* 17 July 1951)。
- (10) フィリピン日系人の戦中、戦後の苦難は、1980年代後半以降、日本で出版されたノンフィクション作品に描かれている。三留 1988、天野 1990、大野 1991、新井 1993、鈴木 1997など参照。
- (11) カルロス寺岡をはじめとする「帰比二世」の生活史やアイデンティティの詳細については、Ohno 2005 188-96参照。
- (12) フィリピン日系人に対する民間人の支援の詳細については、大野 1991, 80-87; 286-93など参照。
- (13) フィリピン日系人の問題についての初期のテレビ番組としては、TBSが1983年8月14日に放送した「フィリピン日系人—いばらの戦後秘史」、初期の新聞連載報道としては、「忘れられた残留孤児」『朝日新聞』朝刊(1987年8月23日-30日)、「まだ見ぬ父よ肉親よ!」『毎日新聞』(大阪)朝刊(1987年9月15日-23日)などがある。
- (14) 筆者は、両親が日本人でも自分の名前が親の戸籍に未登録のために子供たち(三世)も日本での就労が実現できない残留二世、大城千代子(ネグロス島在住)のケースを、『日刊まにら新聞』(2005年10月31日)のコラム「フィリピン・日本物語」で紹介した。
- (15) 戦後におけるフィリピン人の対日感情や対日認識改善の経過については、Ohno 2005, 202-13参照。
- (16) 外務省の外部委託調査報告の詳細については、河合 2005、フィリピン日系人会連合会 2005などを参照。
- (17) スティーヴン・マーフィ重松によれば、「マルチエスニック人」とは「複数の民族的バックグラウンドを持つ人」のことである。アイルランド系アメリカ人の父と日本人の母を持つ彼は、日本人、アメリカ人、アイルランド人という、国境を越えた三つのアイデンティティを主張している(マーフィ重松 1994, 177; 2002, 231)。

引用文献

- Afable, Patricia Okubo (ed.). 2004 *Japanese Pioneers in the Northern Philippine Highlands: A Centennial Tribute 1903-2003* Baguio: Filipino-Japanese Foundation of Northern Luzon
- 天野洋一. 1990 『ダバオ国の末裔たち—フィリピン日系乗民』. 風媒社
- 新井恵美子. 1993. 『ダバオの君が代—比島に新天地を求めた人々』. 近代文藝社
- 『朝日新聞』朝刊, 1995年7月4日
- 『朝日新聞』朝刊, 1995年7月13日
- 『朝日新聞』夕刊, 1997年2月23日
- 第140回国会参議院決算委員会(平成9年5月1日)会議録第2号 1997: 26-33
- The Federation of Nikkei-Jin Kai Philippines 1997 *PETITION* (addressed to His Excellency Hashimoto Ryutaro dated on 24 March 1997). MS
- フィリピン日系人会連合会 2005 『フィリピン残留日本人調査報告書(第4次調査)』, 在マニラ日本大使館に提出の未出版報告書.
- 「フィリピン・日本物語—愛情の100年」, 『日刊まにら新聞』 2005年10月31日.
- 宜野座仙五郎. 筆者によるインタビュー, 沖縄県金武町にて, 2001年10月18日.
- Goodman, Grant K. 1967 *Davao. A Case Study in Japan-Philippine Relations*. Kansas: The University of Kansas
- 『軍政公報』13号, 1943年11月. 4-5
- 服部龍造. 1939. 「ダバオに於ける二世教育」, 『海を越えて』2巻11号(11月). 25-28.
- 早瀬晋三. 1996. 「『ダバオ国』の在留邦人」. 池端雪浦編『日本占領下のフィリピン』. 岩波書店.
- Heater, Derek. 1990. *Citizenship: The Civic Ideal in World History, Politics and Education*. London and New York: Longman.
- 猪伏清. 1936. 「ダバオの日本人」, 長谷川了編『南方政策を現地に見る』, 日本外事協会, 267-314
- 蒲原廣二. 1938 『ダバオ邦人開拓史』. ダバオ: 日比新聞社.
- 河合弘之. 2005 『フィリピン日系人の法的・社会的地位向上に向けた政策のあり方に関する研究』. 東京財団研究推進部
- 「まだ見ぬ父よ肉親よ! フィリピンの日系二世たち」, 『毎日新聞』(大阪)朝刊, 1987年9月15日-23日
- 『毎日新聞』朝刊, 1992年1月20日.
- The Manila Times*, 17 July 1951
- 松尾啓助. 筆者によるインタビュー, 岡山市にて. 2003年1月24日
- 三留理男. 1988 『望郷—皇軍兵士いまだ帰還せず』, 東京書籍
- マーフィ重松, スティーヴン. 1994. 「マルチエスニック人と日本社会」, 『現代のエスプリ』322号 177-85
- . 2002 『アメリカンの子供たち—知られざるマイノリティ問題』(集英社新書), 集英社

- 中村武夫. 1939 『海を越えて』 2巻11号 (11月), 6-8.
- 並里裕人 筆者によるインタビュー, マニラにて, 2005年9月15日.
- 日本弁護士連合会人権擁護委員会第6部会. 1995. 『フィリピン残留邦人事件調査報告書』, 未出版.
- 日本. 法務省入国管理局. 2005. 『平成16年末現在における外国人登録者統計について』 [オンライン] 2006年5月25日アクセス. (<http://www.moj.go.jp/PRESS/050617-1/050617-1-1.pdf>), 20-22
- 『日刊まにら新聞』, 2005年10月31日
- 『日刊まにら新聞』, 2006年8月31日.
- 西田研志. 1993. 「フィリピン日系人の戦前 戦後」, 『法の科学』 21号 (10月), 173-75
- 大野俊. 1991. 『ハボナーフィリピン日系人の長い戦後』 第三書館.
- . 2006 a. 「『ダバオ国』の形成と崩壊、そして残された人々」, 蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動 (移民) の諸相研究序説』 (日本移民学会2004年度ワークショップ報告書), 京都大学国際交流センター, 267-305
- . 2006 b. 「『ダバオ国』の沖縄人社会再考—本土日本人 フィリピン人との関係を中心に」, 『移民研究』 2号, 1-22
- Ohno, Shun. 2005. *Shifting Nikkeijin Identities and Citizenships. Life Histories of Invisible People of Japanese Descent in the Philippines* Unpublished PhD thesis Canberra: The Australian National University
- Philippine Daily Inquirer*. 2003年9月23日.
- The Philippines Commission of the Census. 1941 *Census of the Philippines 1939*, vol II. Manila: Bureau of Printing.
- 佐藤アイリーン (仮名). 筆者によるインタビュー, ダバオ市にて, 2005年10月6日
- 鈴木賢士. 1997 『母と子でみるフィリピン残留日本人』, 草の根出版会
- 竹沢大助. 筆者によるインタビュー, 大阪府堺市にて, 2001年3月20日.
- . 筆者によるインタビュー, ダバオ市にて, 2002年8月30日.
- 田中愛子. 筆者によるインタビュー, ダバオ市にて, 2002年8月31日.
- 寺岡カルロス. 筆者によるインタビュー, ルソン島パンガシナン州にて, 2002年11月29日.
- 富田紫風編. 1940 『松籟 (皇紀二千六百年記念号)』, バギオ: バギオ日本人小学校同窓会
- 「忘れられた残留孤児」, 『朝日新聞』朝刊, 1987年8月23日-30日.
- 渡辺ヘンリー (仮名). 筆者によるインタビュー, ルソン島リサル州にて, 2002年12月15日.
- 山本ロメオ (仮名). 筆者によるインタビュー, 関西にて, 2006年5月6日.
- 山崎浩一 (法務省入国管理局広報係長). 筆者によるインタビュー, 東京にて, 2003年4月17日.
- 『読売新聞』朝刊, 2006年2月3日

- 吉田美明. 1993. 「アバカは燃える」, ダバオ会編『戦禍に消えたダバオ開拓移民とマニラ麻』, ダバオ会, 388-460

九州大学アジア総合政策センター